

第1章

損害回復・経済的支援等への取組

- 1 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係） …… 2
- 2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係） …… 8
- 3 居住の安定（基本法第16条関係） …… 13
- 4 雇用の安定（基本法第17条関係） …… 16

1 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）

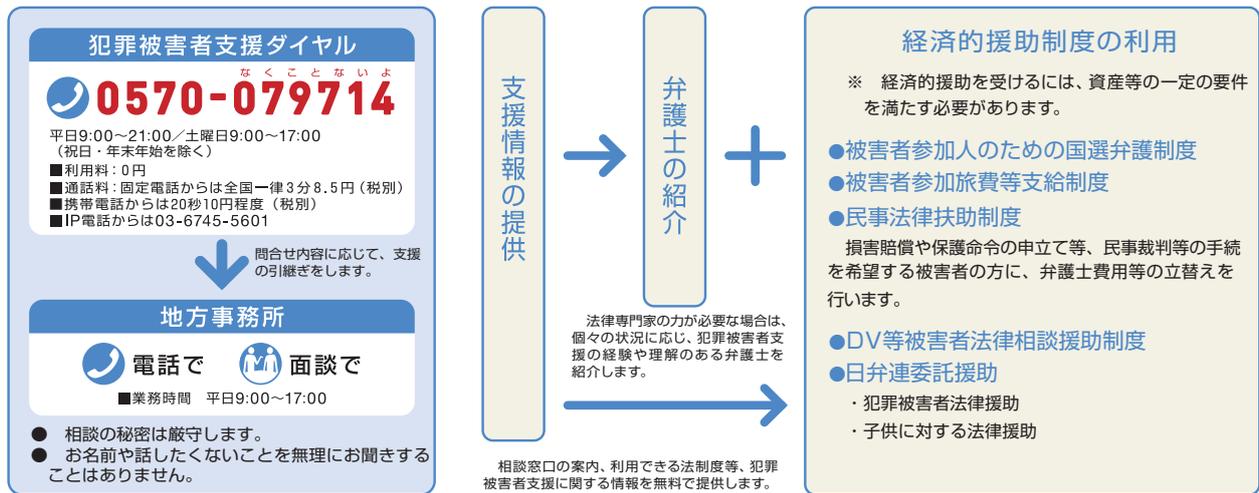
(1) 日本司法支援センターによる支援

【施策番号1】*

ア 日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）においては、民事法律扶助業務として、経済的に余裕のない者が民事裁判等手続を利用する際に、収入等の一定の条件を満たすことを確認した上で、無料

で法律相談を行い、必要に応じて弁護士・司法書士の費用の立替えを行っている（法テラスウェブサイト「法テラスの目的と業務（民事法律扶助業務）」：https://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/mokuteki_gyoumu/minjihouritsufujo/）。

法テラスによる犯罪被害者支援業務



提供：法務省

犯罪被害者等が、弁護士等に委任して民事裁判等手続を通じて損害賠償を求めるとは、必要があるにもかかわらず、弁護士費用等を負担する経済的な余裕がない場合には、民事法律扶助制度を利用することによって当該費用が立て替えられ、原則として毎月分割で償還することができ、経済的負担が軽減される。また、犯罪被害者等が刑事手続の成果を利用して簡易迅速に犯罪被害の賠償を請求することを可能とする損害賠償命令制度（平成20年12月施行）の利用に当たっても、民事法律扶助

制度を利用して弁護士費用等の立替えを受けることができる。さらに、26年4月からは、加害者等に対する損害賠償請求に係る弁護士との打合せに同席させるカウンセラー等の費用についても、民事法律扶助制度の対象となり、当該費用の立替えを受けることが可能となった。

【施策番号2】

イ 法テラスにおいては、犯罪被害者等の状況に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解があるとして弁護士会から推薦を受けてい

* 第3次基本計画（P116基礎資料3参照）との対応状況を明らかにするために付したのもの。

る弁護士を紹介している。30年3月末現在、3,736人の弁護士を紹介用名簿に登載しており、29年度中の紹介件数は1,705件であった。

また、犯罪被害者支援に携わる弁護士に

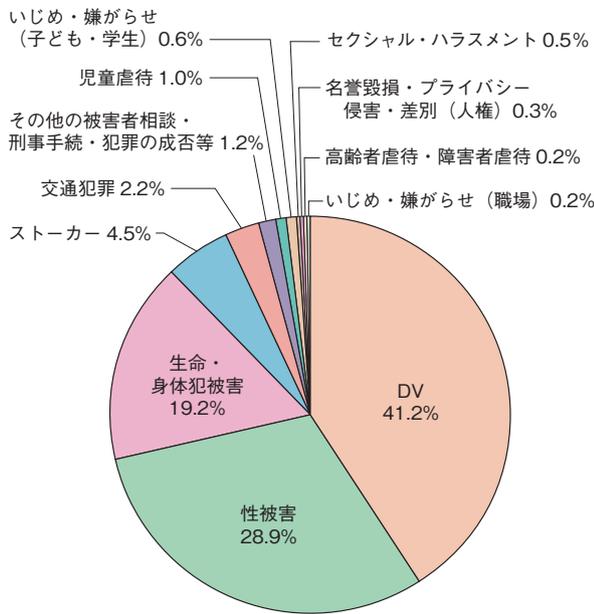
よるサービスの質の向上を目指し、弁護士会や犯罪被害者支援団体との連携・協力の下、上記紹介用名簿に登載している弁護士等を対象とした犯罪被害者支援のための研修を共催している。

法テラスによる支援

業 務	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
犯罪被害者支援業務										
精通弁護士紹介件数	696件	898件	929件	877件	1,013件	1,330件	1,491件	1,603件	1,677件	1,705件
精通弁護士名簿登載者数	1,570人	1,839人	2,028人	2,364人	2,454人	2,705人	3,008人	3,441人	3,663人	3,736人
	平成21年3月末現在	平成22年3月末現在	平成23年3月末現在	平成24年3月末現在	平成25年3月末現在	平成26年3月末現在	平成27年3月末現在	平成28年3月末現在	平成29年3月末現在	平成30年3月末現在

提供：法務省

弁護士紹介案件の被害種別内訳（平成29年度）



提供：法務省

に遭遇したら」により、損害賠償命令制度について紹介している（P50【施策番号128】参照）。

損害賠償命令制度については、制度導入以降、平成29年末までに2,479件の申立てがあり、このうち2,368件が終局した。その内訳は、認容が1,093件、和解が545件、終了（民事訴訟手続への移行）が315件、取下げが267件、認諾が95件、却下が30件、棄却が7件等である*。

また、これまで、多くの検察庁においては、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律に基づき、没収・追徴された犯罪被害財産を被害者に被害回復給付金として支給するための手続（被害回復給付金支給手続）を行っている。28年に8件の被害回復給付金支給手続の開始決定が行われ、開始決定時における給付資金総額は約9,750万円であった。

(2) 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実

【施策番号3】

警察においては、「被害者の手引」（P80【施策番号196】参照）等により、損害賠償請求制度の概要等について紹介している。

法務省においては、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」や犯罪被害者等向けDVD「もしも…あなたが犯罪被害

(3) 刑事和解等の制度の周知

【施策番号4】

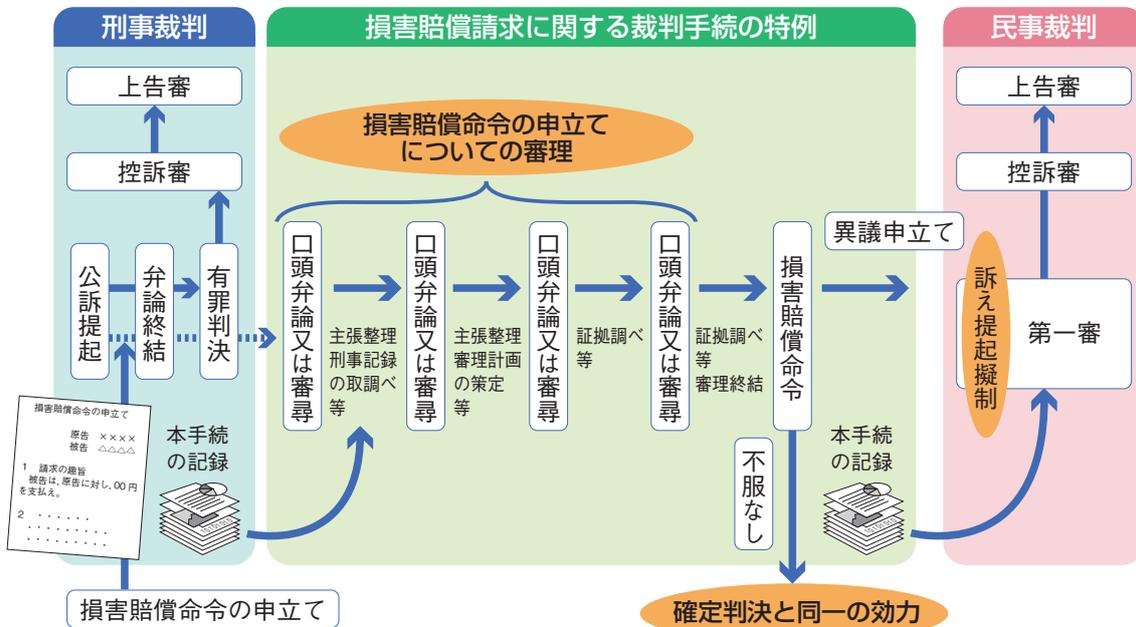
法務省においては、刑事和解、公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の閲覧等の制度について説明した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成し、全国の検察庁等を通じて犯罪被害者等へ配布している

* 最高裁判所事務総局の資料による。

ほか、ウェブサイト上に同パンフレットを掲載するなどして、制度の周知を図っている(P50【施策番号128】参照)。また、検察官等に対しても、会議や研修等の機会を通じて

刑事和解等についての理解を深めさせており、検察官等が犯罪被害者等に対して適切に情報提供できるように努めている。

損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度の概要



提供：法務省

被害回復給付金支給制度

基本的な支給手続の概要

刑事裁判により犯人が財産犯等の犯罪行為により得た財産(犯罪被害財産)のはく奪(没収・追徴)
(外国の裁判等によりはく奪された「犯罪被害財産」については、外国からの譲受け)

検察官による支給手続の開始
●支給対象となる犯罪行為や申請期間を定め、官報に掲載
●把握している支給対象者に通知

申請期間内に検察官に申請書を提出
●被害を受けたことやその被害額を示す資料、本人確認書類(運転免許証等)の写し等の所要の資料を添付

検察官による申請内容のチェック、判断(裁定)

検察官から申請人に対し判断の結果を記載した「裁定書」の謄本の送付

全ての裁定、費用等の確定

被害回復給付金の支給

* 検察官による手続の一部を、弁護士である「被害回復事務管理人」に任せることがあります。

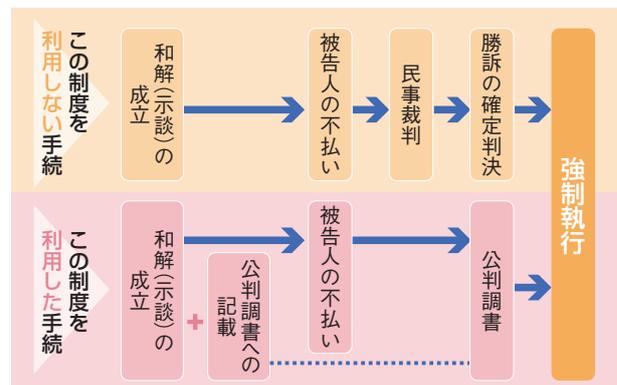
提供：法務省

被害回復給付金支給手続の状況

年次	支給手続開始決定件数	開始決定時給付資金総額
平成23年	14件	2億604万1,619円
平成24年	23件	3億9,871万6,097円
平成25年	18件	約1億4,600万円
平成26年	15件	約2億5,401万円
平成27年	13件	約8,308万円
平成28年	8件	約9,750万円

提供：法務省

刑事和解制度



提供：法務省

刑事和解制度による申立てが公判調書に記載された延べ数は、制度導入（平成12年11月）以降29年末までの間に666件、うち29年は26件であった。

刑事和解制度の状況

年次	事例数
平成25年	29
平成26年	20
平成27年	17
平成28年	23
平成29年	26

- (注)
- 1 最高裁判所事務総局の資料（概数）による。
 - 2 高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における被告人と被害者等の間で成立した民事上の争いについての合意内容を公判調書に記載した事例数である。
 - 3 平成28年までは決定等がなされた日を基準に計上していたが、29年以降は当該事件の終局日を基準に計上している（なお、28年以前に決定等がなされ29年に事件が終局したものについては、決定等がなされた日を基準に計上している。）。この計上基準日の変更により、29年の数値は一時的に減少することとなるので留意されたい。

提供：法務省

(4) 保険金支払の適正化等

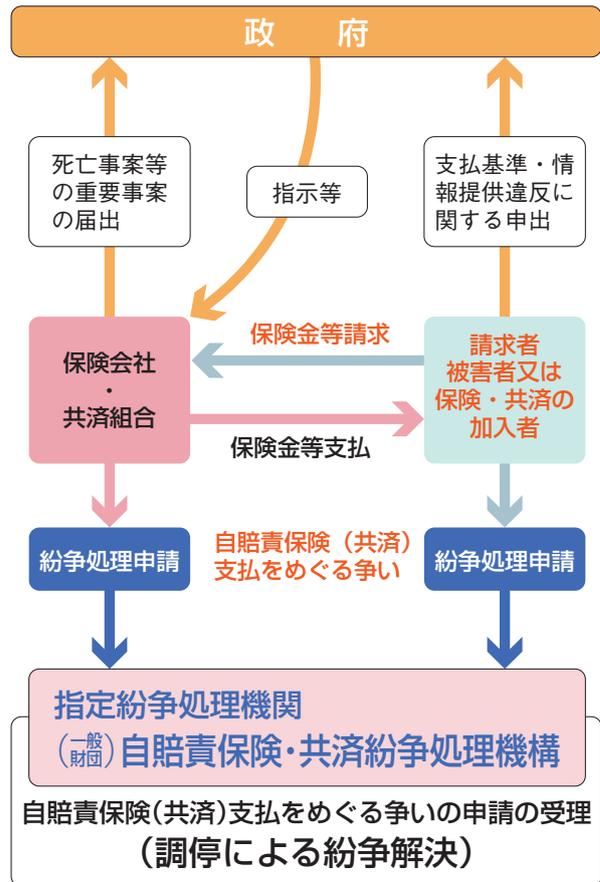
【施策番号5】

ア 国土交通省においては、自動車損害賠償責任保険・共済（以下「自賠責保険」という。）に関して、保険会社・共済組合（以下「保険会社等」という。）による被害者等に対する情報提供措置の義務付け、保険会社等への立入検査（平成28年度実績：62か所）や死亡等重要事案の審査（28年度届出件数：10万4,620件）に伴う指示等を通じて保険金支払の適正化を図っている。また、自動車損害賠償保障法に基づく指定紛争処理機関である一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構（<http://www.jibai-adr.or.jp/>）では、自賠責保険金の支払等に関する紛争処理のため、被害者等からの紛争処理申請に基づき、弁護士、医師及び学識経験者により構成される紛争処理委員による調停を行っている。28年度の紛争処理審査件数は、968件となっている。

【施策番号6】

イ 金融庁においては、被害者に直接保険金等が支払われる場合も含め、契約に基づく保険金等の支払が適切に行われるように、

自賠責保険（共済）支払をめぐる争いの申請の受理



提供：国土交通省

紛争処理の状況

年度	紛争処理審査件数
平成24年度	894
平成25年度	872
平成26年度	871
平成27年度	940
平成28年度	968

提供：国土交通省

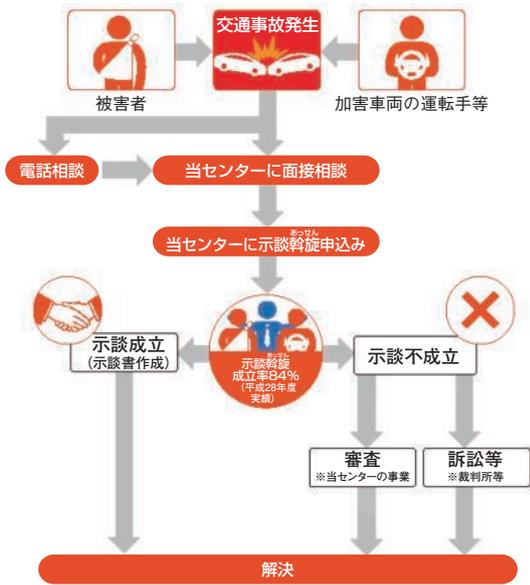
「保険会社向けの総合的な監督指針」（17年8月策定）等に基づき、各保険会社における保険金等支払管理態勢整備についての検証を行っているほか、苦情・相談として寄せられる情報を活用して、保険会社の検査・監督を行っている。

【施策番号7】

ウ 国土交通省においては、自動車事故に関する法律相談、示談斡旋^{あつせん}等により被害者等が迅速かつ適切な損害賠償を受けられるよう、公益財団法人日弁連交通事故相談セン

ター (<http://www.n-tacc.or.jp/>) に対して支援（補助金交付）を行っている。

交通事故の発生から解決までの流れ



提供：国土交通省

28年度は、同センターが相談所を全国155か所（うち39か所で示談斡旋を実施）で、延べ1万1,829日開設し、4万2,000件の

事故相談を無料で受け付けた。

無料事故相談の状況

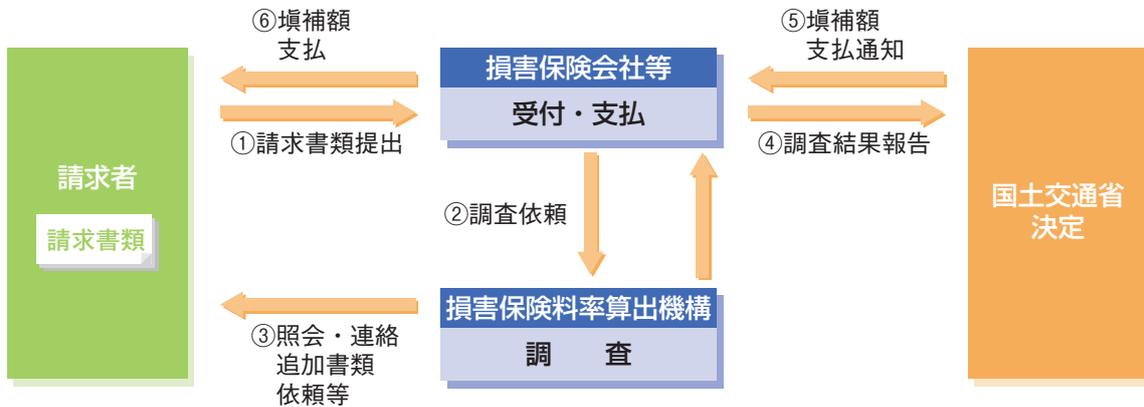
年度	延べ開設日数	無料事故相談件数
平成23年度	8,091	39,274
平成24年度	8,168	38,118
平成25年度	8,720	47,665
平成26年度	8,115	48,396
平成27年度	11,880	44,886
平成28年度	11,829	42,000

提供：国土交通省

【施策番号8】

エ 自賠責保険による損害賠償を受けることができないひき逃げや無保険車等による事故の被害者に対して、自動車損害賠償保障法に基づく政府保障事業によって、本来の賠償責任者である加害者等に代わり、政府が直接その損害の填補を行っている（国土交通省ウェブサイト「自賠責保険ポータルサイト」：<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/04relief/accident/nopolicyholder.html>）。政府保障事業における28年度の損害填補件数は984件であった。

政府保障事業



提供：国土交通省

(5) 受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することが可能である旨の周知

【施策番号9】

法務省においては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づき、受刑者が釈放前に作業報奨金の支給を受けたい旨の申出をした場合、その使用目的が犯罪被害者

等に対する損害賠償への充当等相当なもの認められるときは、支給時における報奨金計算額に相当する金額の範囲内で、申出の額の全部又は一部を支給し、当該受刑者が犯罪被害者等への損害賠償等に充当する制度を運用している。

同制度を十分に運用するため、刑執行開始

時における指導等の際に告知しているほか、居室内に整備している所内生活心得等の冊子に記載して、引き続き周知を図っている。

(6) 暴力団犯罪による被害の回復の支援

【施策番号10】

警察においては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等により、暴力団員による暴力的要求行為の相手方や暴力団員による犯罪の被害者等に対して、本人からの申出に基づき、被害の回復等のための助言や交渉場所の提供等の援助を積極的に行っている（警察庁ウェブサイト「組織犯罪対策部」：<http://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/index.html>）。

各都道府県警察は、弁護士会、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）と連携しているほか、訴訟関係者に対する暴力団情報の提供、保護対策等の支援を行っている。

平成29年中に警察等が支援した暴力団関係事案に係る援助の措置件数は27件、民事訴訟件数は57件である。

また、都道府県センターにおいては、暴力団員による被害の相談活動のほか、暴力団員による不当な行為の被害者に対して見舞金の支給等も行っている（全国暴力追放運動推進センターウェブサイト：<http://fc00081020171709.web3.blks.jp/index.html>）。

(7) 加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査の実施

【施策番号11】

平成27年8月、内閣府においては、犯罪被害者等に対する加害者による損害賠償の実態を把握するため、日本弁護士連合会が行う調

暴力団関係事案に係る支援状況

年次	援助の措置件数	民事訴訟件数
平成20年	165	85
平成21年	165	113
平成22年	225	90
平成23年	328	63
平成24年	193	51
平成25年	104	54
平成26年	75	46
平成27年	72	42
平成28年	52	53
平成29年	27	57

査に協力した（調査結果については、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」（<http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/sakutei-suisin/kaigi24/index.html>）を参照）。警察庁においては、調査結果等を踏まえつつ、加害者の損害賠償責任の実現に資する方策について、関係省庁と協議している。

犯罪被害者等に特化したものではなく、民事執行一般についてであるが、本施策に資する動きとして、28年9月、法務大臣から法制審議会に対して、民事執行法制の見直しに関する諮問がされた。勝訴判決等を得た債権者が債務者財産に関する情報を取得する制度としては、債務者自身の陳述から情報を取得する財産開示手続が15年に創設されたが、その実効性が必ずしも十分でなく、また、利用実績がそれほど多いとはいえない実情にあるとの指摘等を踏まえて、法制審議会民事執行法部会において、債務者財産の開示制度の実効性を向上させるための検討がなされている。29年9月には、第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設等を内容とする民事執行法の改正に関する中間試案が取りまとめられており、引き続き、議論が進められている。

② 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

(1) 犯罪被害給付制度に関する検討

【施策番号12】

犯罪被害給付制度（以下「犯給制度」という。）とは、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族又は身体に障害を負わされた犯罪被害者等に対し、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図ろうとするものである。

犯給制度について、平成20年7月には、生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金及び重度後遺障害者（障害等級1～3級）に対する障害給付金の引上げ等を、21年10月には、配偶者からの暴力事案であって特に必要と認められる場合には、全額支給ができるように特例規定の見直しを、26年11月には、

「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」において取りまとめられた提言を受け、親族間犯罪に係る減額・不支給事由の見直しを、それぞれ行った。

また、第3次基本計画を受け、重傷病給付金の支給対象期間等の在り方、犯罪被害者に負担の少ない支給の在り方、若年者の給付金の在り方及び親族間犯罪被害に係る給付金の在り方について、28年度末までに所要の調査を行い、29年4月から、「犯罪被害給付制度に関する有識者検討会」を開催して検討を行い、同年7月に取りまとめられた提言を踏まえ、犯給制度の改正を行い、30年4月から施行された（P8コラム1「犯給制度の充実」参照）。

コラム1

犯給制度の充実

1 改正の経緯

第3次基本計画においては、重傷病給付金の支給対象期間、犯罪被害者に負担の少ない支給、若年者の給付金及び親族間犯罪被害に係る給付金等の在り方について、警察庁において実態調査等を行い、その結果を踏まえた検討を速やかに行って、必要な施策を実施する旨が盛り込まれた。

これを踏まえ、警察庁では、犯罪被害者遺族、民間被害者支援団体及び法律専門家の知見を踏まえた検討を行うため、平成29年4月から、「犯罪被害給付制度に関する有識者検討会」を開催し、同年7月に提言が取りまとめられた。

30年3月、同提言を踏まえ、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（以下「犯罪被害者支援法施行令」という。）及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（以下「犯罪被害者支援法施行規則」という。）の一部を改正し、同年4月から施行された。

2 改正の内容

犯罪被害者支援法施行令及び犯罪被害者支援法施行規則の主な改正の内容は、次のとおりである。

① 給付期間の延長

重傷病給付金の給付期間について、犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から起算して1年を経過するまでの間とされていたものを、3年を経過するまでの間に延長した。

② 仮給付の柔軟化

犯罪被害に係る事実関係に関し、速やかに裁定をすることができない事情があるときに支給することが可能な仮給付金の額について、支給決定時点で認定が可能な犯罪被害者等給付金に相当する額の3分の1が上限とされていたところ、当該犯罪被害者等給付金に相当する額までの支給を可能とした。

③ 遺児への手厚い支援

遺族給付金の額については、生計維持関係遺族の人数に応じ、一般に遺族の生活の回復及び自立に必要とされる期間（10年）を勘案して定められているところ、犯罪行為が行われた時から10年が経過しても18歳に満たない遺児がいる場合についての遺族給付金の額を引き上げた。

④ 親族間犯罪被害に係る支給基準の抜本的見直し

親族間の犯罪被害に係る犯罪被害者等給付金について、犯罪行為が行われた時に親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合等には、当該親族関係を理由とした支給の制限を行わないこと、犯罪行為が行われた時に18歳未満の者が犯罪被害者等給付金を受給する立場にあるときは、その者と加害者との間の親族関係を理由とした支給の制限を行わないこととするなどの見直しを行った。

犯給制度の改正の概要

要 望		改 正 の 概 要	
重傷病給付金の支給対象期間等の在り方	支給対象期間及び上限額の撤廃 ※改正前の重傷病給付金 給付期間 1年 上限額 120万円	給付期間の延長	重傷病給付金の給付期間を3年に延長
犯罪被害者に負担の少ない支給の在り方	犯罪被害者にとって負担の少ない給付の実現	仮給付の柔軟化	犯罪被害者等給付金相当額の3分の1以下とする制限を撤廃
若年者の給付金の在り方	遺児がいる若年の犯罪被害者の死亡時における給付金の増額	遺児への手厚い支援	幼い遺児がいる場合、遺児が18歳になるまでの年数分を満たすよう遺族給付金を増額
親族間犯罪被害に係る給付金の在り方	親族間犯罪被害は不支給を原則とされていることの見直し	親族間犯罪被害に係る支給基準の抜本的見直し	・親族関係が事実上破綻している場合には給付金を全額支給 ・18歳未満の者が受給者となる場合の特例措置を新設

(2) 現行の犯給制度の運用改善

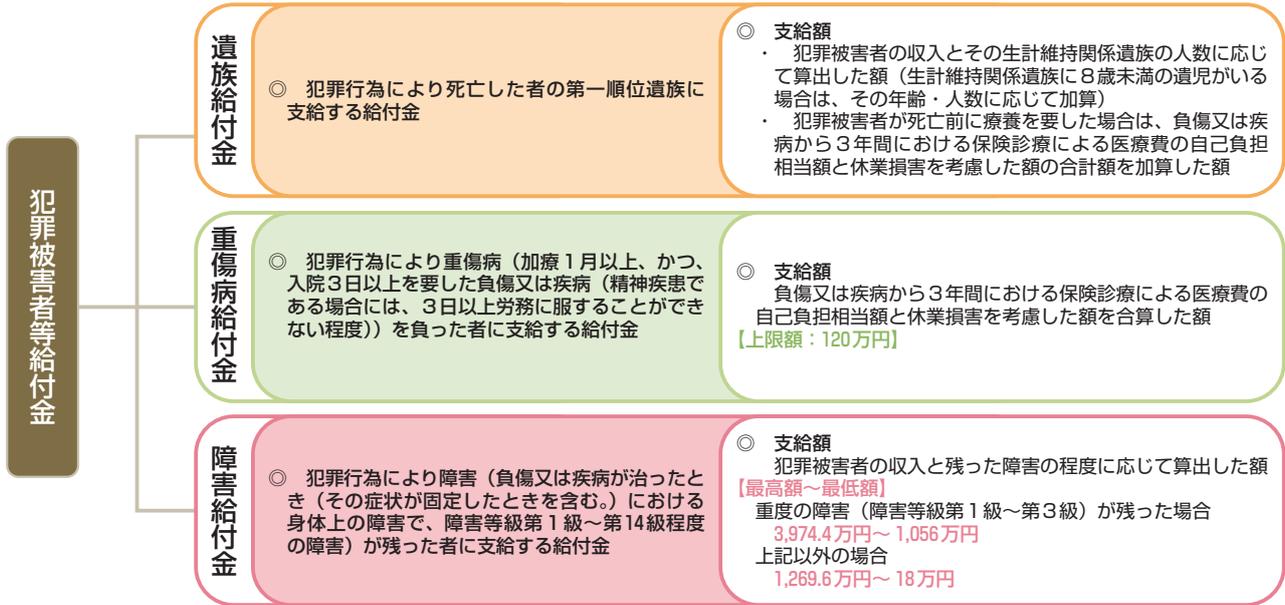
【施策番号13】

警察庁においては、都道府県警察に対して、犯給制度の事務担当者を対象とした会議を開催するなどして、仮給付金支給決定の積極的な検討や迅速な裁定等の運用面の改善を指導している。また、パンフレット、ポスター、ウェブサイト等を活用して仮給付金制度を含む犯給制度の周知徹底を図るととも

に、犯給制度の対象となり得る犯罪被害者や遺族に対しては、犯給制度に関して有する権利や手続について十分な教示を行うよう指導している。

平成28年度における犯罪被害者等給付金の裁定金額は約8億8,200万円、29年度は約10億100万円であった。また、28年度の裁定期間（申請から裁定までに要した期間）の平均は約6.7か月（前年度比0.3か月減少）、中央値

犯給制度の概要



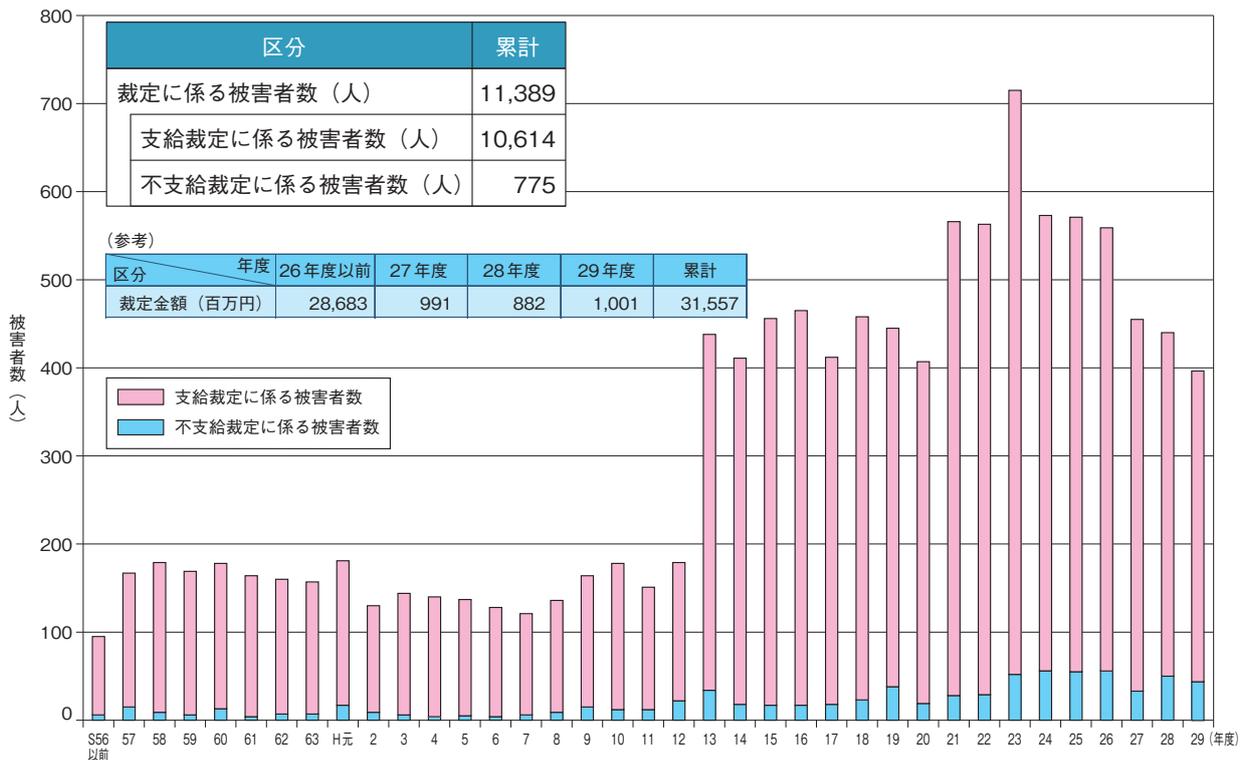
は約4.4か月（前年度比0.6か月減少）、29年度の平均は約6.4か月（前年度比0.3か月減少）、中央値は約4.2か月（前年度比0.2か月減少）であった。

今後も、警察庁では、都道府県警察に対して、迅速な裁定、犯給制度の周知徹底等の運用面の改善を指導していく。

(3) 性犯罪被害者の医療費の負担軽減
【施策番号14】

警察庁においては、平成18年度から、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費（初診料、診断書料、性感染症等の検査費用、人工妊娠中絶費用等を含む。）を都道府県警察に補助しており、都道府県警察では、同経費に

犯給制度の運用状況



係る公費負担制度を運用し、性犯罪被害者の精神的・経済的負担の軽減を図っている。

また、性犯罪被害以外の身体犯被害についても、犯罪被害者等の刑事手続における負担を軽減するため、犯罪被害に係る診断書料、死体検案書料及び初診料の費用を公費により負担している。

今後も、警察庁において引き続き予算措置を講じ、できる限り全国的に同水準の公費負担の支援がなされるよう、都道府県警察に対して支援内容の充実を図るよう指導していく。また、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯給制度の対象となることの周知も含め、各種支援施策の効果的な広報に努めるよう、都道府県警察を指導していく。

- * 海上保安庁においては、犯罪被害に係る事件の立証上、診断書又は死体検案書が必要とされる場合は、その取得に必要な費用を公費により負担している。また、捜査上の要請から行う事情聴取のた

めに犯罪被害者等が出頭する場合の旅費についても、公費により負担している。

(4) カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減

【施策番号15】

警察庁においては、都道府県警察に対して、臨床心理士資格等を有する警察部内カウンセラーの確実な配置に努めるよう指導している。また、平成28年度から、犯罪被害者等が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等を受診した際の診療料又はカウンセリング料を公費で負担する制度に要する経費について予算措置を講じ、同制度の全国展開を図っている。さらに、都道府県警察に対し、同制度の趣旨を踏まえた実施要領を定めるなどして適切な運用を図るとともに、同制度の周知に取り組むよう指導している（P11コラム2「犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度」参照）。

コラム2

犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度

警察庁では、各都道府県警察において犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度が適切に運用されるよう、平成28年度から、これに要する経費を予算措置している。これは、26年3月から開催された「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」において、27年4月に提言が取りまとめられ、当時既に一部の都県警察で運用されていた同制度を全国展開していくことが望ましいとされたことを踏まえたものであり、30年4月現在、45都道府県において同制度が運用されている。

【経緯】

第2次基本計画を受けて開催された「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」の「最終取りまとめ」（25年1月）において、犯罪被害者等に対する心理療法等に係る公費負担制度を整備する必要があるとして、その整備に向けた研究会を設置すべき旨の提言がなされた。これを受けて、警察庁では、有識者から成る「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」を開催し、26年3月から27年3月にかけて議論を行った。

同研究会において、当時の犯罪被害者等に対する心理療法等の現状について、次のような指摘がなされた。

* 「○」は、第3次基本計画に盛り込まれている具体的施策の担当省庁以外の省庁が実施している施策であることを示す。

○ 医師による心理療法等は保険診療として行われているものが大半であるが、臨床心理士等の心理職による心理療法等の多くは保険診療外として行われ、犯罪被害者等の経済的負担が高額であること。

○ 心理療法等の経済的負担がネックとなり、通院をやめるなどした犯罪被害者等がみられること。

○ 大都市圏において診療等を行っている医師や心理職が多く、地域間格差が顕著であること。
精神的被害を受けた犯罪被害者等に対する警察の支援制度等として、警察部内の臨床心理士資格等を有する警察職員若しくは警察官（以下「部内カウンセラー」という。）又は警察が委嘱した民間の精神科医や臨床心理士等によるカウンセリングがあるほか、26年11月現在、6都府県警察において、カウンセリング費用の公費負担が制度化されていたところ、同研究会の「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」（27年4月）において、次の内容を含む心理療法等に係る犯罪被害者等の自己負担を軽減する制度の実現方策が提言された。

○ 各都道府県警察において、部内カウンセラーを確実に配置すること。

○ カウンセリング費用の公費負担制度を全国展開すること（全国展開に当たっては、都道府県ごとの制度内容の差をできる限り少なくする観点から、警察庁において、予算措置するとともに、運用モデルを示すこと）。

同提言を踏まえ、警察庁では、28年度から、犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度に要する経費を都道府県警察に補助するとともに、同制度の運用モデルを示し、その全国展開を図っているところである。

【概要】

犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度は、犯罪被害者等が受診する精神科医等を自らの意思で選定できること、医師以外の心理職が行うカウンセリングについてもその対象としていること等が特徴として挙げられる。

警察庁が都道府県警察に示している同制度の運用モデルの概要については、次のとおりである。

○ 公費負担制度の対象者

犯罪被害者やその遺族（自らが被害に遭ったこと又は家族が犯罪被害により死亡したことを都道府県警察に対して申告した者）が、公費負担制度の対象者となり、必要に応じて、犯罪被害者の家族その他の関係者についてもその対象となる場合がある。ただし、それらの者が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していることその他の事情から判断して、公費負担制度の対象とすることが社会通念上適切でないとする場合は、この限りでない。

○ 公費負担制度の対象となるカウンセリング

精神科医等の医師、臨床心理士等が公費負担制度の対象者の精神的被害の回復に効果があると認められた診察又はカウンセリングとしている。

○ 公費負担制度の対象期間等

公費負担制度の対象期間は、初診日より原則として上限3年間とし、また、受診等の回数に関する制限は特に設けないこととしているが、同制度の趣旨等を勘案し、必要に応じて3年間を超える期間を対象期間としてもよいとしている。

(5) 司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置

【施策番号16】

都道府県警察及び海上保安庁においては、

司法解剖後の遺体を遺族宅等まで搬送する費用や解剖による切開痕等を目立たないように修復するための費用を公費により負担し、遺族の精神的・経済的負担の軽減を図っている。

(6) 地方公共団体による見舞金制度等の導入促進

【施策番号17】

警察庁においては、地方公共団体に対して、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会において、犯罪被害者等に対する見舞金の支給制度や生活資金の貸付制度の導入について要請している。また、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」（犯罪被害者等施策に関する先進的・意欲的な取組事例をはじめとする有益な情報に関係府省庁、地方公共団体その他の関係機関等へ配信する電子メール）を通じ、両制度の導入状況等について情報提供を行っている。既に制度を導入している地方公共団体及びその制度の概要は、本白書に掲載（P166 基礎資料5-4参照）しているほか、平成29年度からは「地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する基礎資料」として、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」（<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/toukei/toukei.html>）においても掲載している。

30年4月現在、犯罪被害者等を対象とし得る見舞金の制度を導入しているのは、1県、3政令指定都市（前年比1政令指定都市増加）、197市町村（前年比39市町村増加）、貸付金の制度を導入しているのは、2県、10市区町である。

(7) 預保納付金の活用

【施策番号18】

金融庁及び財務省においては、平成28年6月、内閣府・財務省令を改正し、預保納付金事業について、犯罪被害者等の子供への奨学金を貸与制から給付制に変更するとともに、犯罪被害者等支援団体への助成対象に相談員

の育成に必要な費用を追加することとした。

また、給付制奨学金の導入等により、預保納付金事業の内容が変わることから、同年10月、同事業の担い手を再選定し、再選定された担い手は、29年4月から、奨学金等の給付を開始した。

(8) 海外での犯罪被害者に対する経済的支援

【施策番号19】

平成28年11月から施行された国外犯罪被害者弔慰金等の支給に関する法律に基づき、日本国外において行われた人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為により死亡した日本国籍を有する国外犯罪被害者（日本国外の永住者は除く。以下同じ。）の第一順位遺族（日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）に国外犯罪被害者弔慰金として国外犯罪被害者一人当たり200万円を、同犯罪行為により障害等級第1級相当の障害が残った国外犯罪被害者に国外犯罪被害者見舞金として一人当たり100万円を、それぞれ支給する国外犯罪被害者弔慰金等支給制度を運用しており、29年度中における国外犯罪被害者弔慰金等の支給裁定金額は600万円であった。また、各都道府県警察においては、広報用リーフレットやポスターの配布等を通じて、同制度の周知を行うとともに、同法の対象となる犯罪被害者等を認知した場合には、裁定申請等の制度教示を必要に応じて実施している。

外務省においても、外務省・在外公館ウェブサイト（http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/jnos/page23_001767.html）において同法に基づく制度の周知を行っている。

③ 居住の安定（基本法第16条関係）

(1) 公営住宅への優先入居等

【施策番号20】

ア 国土交通省においては、地方公共団体に

対して、平成16年から17年にかけて、配偶者からの暴力被害者をはじめとする犯罪被害者等を対象とした公営住宅への優先入居

や目的外使用等について配慮を依頼する通知を、23年度には公営住宅への優先入居等の手続の簡素化に関する通知を発出した。また、29年度には、ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）の改正を踏まえ、改めて通知を発出した。

【施策番号21】

イ 公営住宅への入居に関して、都道府県営住宅における広域的な対応や市町村も含む地方公共団体相互間における緊密な連携を各地方公共団体に要請していることについて、会議等の場で改めて各地方公共団体に周知した。

【施策番号22】

ウ 住宅の確保に窮する犯罪被害者等を支援するため、公営住宅の管理主体から、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅の借上げ等の要請があった場合には、柔軟に対応することとしている。

【施策番号23】

エ 国土交通省においては、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地方公共団体や関係事業者、居住支援団体等が組織する居住支援協議会、29年に改正・施行された住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく居住支援法人が行う相談・情報提供等に対する支援を行っている。

【施策番号24】

オ 国土交通省においては、法務省作成の犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」により、犯罪被害者等に対して、公営住宅への優先入居等の施策の周知を図っている。

(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

【施策番号25】

ア 厚生労働省においては、児童相談所・婦人相談所の一時保護所や、婦人相談所が一時保護委託先として契約している母子生活支援施設、民間シェルター等において一時

保護を実施しており、犯罪被害女性等の個々の状況に応じて保護期間を延長するなど柔軟に対応している。また、犯罪被害女性等を加害者等の追及から逃れさせるため、都道府県域を超えた広域的な一時保護・施設入所を行うなど、適切な制度運用に努めている。平成28年度からは、一時保護所が満床でなくても一時保護委託が可能となる対象として、ストーカー被害女性や性犯罪・性暴力被害女性を追加することにより、適正かつ効果的な一時保護を図っている。

配偶者からの暴力や人身取引の被害女性等を含めた一時保護人数は、28年度で8,642人（要保護女性本人4,624人、同伴家族4,018人）となっている。

婦人相談所等における一時保護の状況

年度	要保護女性本人の一時保護人数	同伴家族の一時保護人数	合計
平成22年度	6,357	5,509	11,866
平成23年度	6,059	5,187	11,246
平成24年度	6,189	5,376	11,565
平成25年度	6,125	5,498	11,623
平成26年度	5,808	5,274	11,082
平成27年度	5,117	4,577	9,694
平成28年度	4,624	4,018	8,642

提供：厚生労働省

また、児童福祉法に基づき、児童相談所長又は都道府県知事等が必要と認める場合には、虐待を受けた子供等の一時保護を行うことができるが、児童虐待対応においては、子供の安全確保等が必要な場合であれば、保護者や子供の同意がなくとも、一時保護をちゅうちょなく行うべき旨を「児童相談所運営指針」に明記し、子供の安全を迅速に確保し適切な保護が図られるよう周知している。

【施策番号26】

イ 厚生労働省においては、「少子化社会対策大綱」（27年3月閣議決定）に基づき、虐待を受けた子供と非行児童との混合処遇等を改善するべく、次世代育成支援対策施設整備交付金等を活用し、児童相談所の一

時保護所における個別対応のための環境改善を推進している（31年度までに全ての都道府県・政令指定都市・児童相談所設置市で推進予定）。また、福祉行政報告例等により、児童相談所の一時保護所の一時保護日数や一時保護件数等のデータを把握しており、28年度の一時保護所における一時保護延べ日数は72万5,449日、所内一時保護件数は2万4,111件、委託件数は1万6,276件となっている。

児童相談所における一時保護の状況

年度	一時保護所における延べ日数	一時保護件数	一時保護委託件数
平成22年度*	562,055	20,302	9,126
平成23年度	562,322	20,289	9,985
平成24年度	590,627	20,777	11,268
平成25年度	618,009	21,281	12,016
平成26年度	656,103	22,005	13,169
平成27年度	689,873	23,276	13,674
平成28年度	725,449	24,111	16,276

※ 平成22年度は、東日本大震災の影響によって、福島県を除いて集計した数値

提供：厚生労働省

【施策番号27】

ウ 厚生労働省においては、婦人相談所の一時保護所で被害女性を保護するに当たり、被害女性及び同伴する家族の安全の確保や心理的ケアのため、夜間警備体制の強化や心理療法担当職員の配置を行っている。

【施策番号28】

エ 厚生労働省においては、24年度から婦人保護施設退所後の自立に向けた支援の一環として、施設の近隣アパート等を利用して生活訓練を行う場合に、建物の賃貸料の一部を公費により負担している。

【施策番号29】

オ 警察庁においては、自宅が犯罪行為の現場となり、破壊されるなど、居住が困難で、かつ、犯罪被害者等が自ら居住する場所を確保できない場合等に、一時的に避難するための宿泊場所に要する経費及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費を都道府県

警察に補助しており、都道府県警察では、両経費に係る公費負担制度を運用し、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図っている。

今後も、同制度の効果的運用について、都道府県警察を指導していく。

【施策番号30】

カ 警察庁においては、地方公共団体に対して、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等を通じ、居住場所の確保や被害直後からの生活支援に対する取組がなされるよう要請するとともに、地方公共団体の取組事例について、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」等を通じて情報提供を行っている。

30年4月現在、57都道府県・政令指定都市、302市区町村において、犯罪被害者等が優先的に公営住宅等へ入居できるようにするなどの配慮が行われている。

公共住宅等の入居に際しての配慮の状況
(平成30年4月現在)

地方公共団体 (制度あり/全体数)	抽選によらず 入居	入居 要件の 緩和	抽選 倍率の 優遇	その他
都道府県 (43/47)	11	7	30	18
政令指定都市 (14/20)	5	4	7	8
市区町村 (302/1,721)	79	65	80	134

※ 地方公共団体によっては複数の制度を運用しているところがある。

※ 市区町村数には、政令指定都市を含まない。

※ 区は東京都の23区をいう。

(3) 性犯罪被害者等に対する自立支援及び定着支援

【施策番号31】

厚生労働省においては、性犯罪被害者を含む相談者に対する支援として、地方公共団体やDVシェルターを運営する特定非営利活動法人等が、相談者に対して、生活相談や行政機関への同行支援等の自立支援、家庭訪問や職場訪問等の定着支援を一体的に行い、その取組の効果を検証する「DV被害者等自立生活援助モデル事業」を平成26年度から実施している。29年度は1自治体において実施した。

4 雇用の安定（基本法第17条関係）

(1) 事業主等の理解の増進

【施策番号32】

ア 厚生労働省においては、犯罪被害により求職活動に困難を伴う父子家庭の父、母子家庭の母等を試行雇用した事業主に対して、当該者の早期就職の実現を目的としたトライアル雇用助成金を支給している。

【施策番号33】

イ 公共職業安定所においては、事業主に対して、犯罪被害者等の雇用も含め、雇用管理全般に関するきめ細かな相談援助を行っている。

【施策番号34】

ウ 公共職業安定所においては、様々な事情により、やむを得ず離職し、新たに仕事を探す必要が生じた犯罪被害者等に対して、その者の置かれた状況に応じたきめ細かな就職支援を行っている。

【施策番号35】

エ 平成29年度には、独立行政法人労働政策研究・研修機構労働大学校が実施する公共職業安定所課長・統括職業指導官研修及び公共職業安定所長研修において、犯罪被害者等への理解促進を図った。

(2) 個別労働紛争解決制度の活用等

【施策番号36】

ア 厚生労働省においては、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づく個別

個別労働紛争解決制度のリーフレット



労働紛争解決制度 (<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chiyou/kaiketu/index.html>) について、ウェブサイトやパンフレット等を活用し、周知を図るとともに、その適正な運用に努めている。

【施策番号37】

イ 全国380か所に設置されている総合労働相談コーナー (<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chiyou/kaiketu/soudan.html>) においては、事業主との間で生じた労働問題に関する犯罪被害者等からのあらゆる相談に対し、情報提供等を行うワンストップサービスを実施している。

(3) 被害回復のための休暇制度の周知・啓発

【施策番号38】

犯罪等の被害に遭った労働者は、治療や裁判への出廷のために仕事を休まなければならないこともあるが、被害を回復するための休暇制度については、いまだ十分な認知がなされていない状況にある。そこで、厚生労働省においては、企業や労働者に対し、被害回復のための休暇制度についての周知・啓発を図るため、リーフレット等を作成し、関係行政機関や経済団体、労働団体等に送付するとともに、セミナーを開催している。また、厚生労働省ウェブサイトにおいても同制度を紹介し、周知している。

被害回復のための休暇制度のリーフレット



コラム3

法テラスによる犯罪被害者支援

日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）は、総合法律支援法に基づき、民事・刑事の別を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指すことを基本理念として、平成18年4月、国により設立された公的な法人である。

「法テラス」に込められた意味

「法テラス」には、法律によってトラブル解決へ進む道を指し示すことで、相談者の心に光を「照らす」場という意味と、悩みを抱えている相談者にくつろいでもらう「テラス」のような場でありたいという意味が込められている。

法テラスは、情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務、司法過疎対策業務等を行っているところ、このうち犯罪被害者支援業務の概要については、次のとおりである。

1 犯罪被害者支援に関する情報の提供

- 相談窓口の案内
犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携の下、各地の相談窓口の情報を収集し、被害者やその家族等（以下「被害者等」という。）が必要とする支援を行っている窓口を案内する。
- 法制度の紹介
被害者等が、その被害に関する刑事手続に適切に関与したり、受けた損害や苦痛の回復・軽減を図ったりするための法制度に関する情報を提供する。
- 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介
被害者等が弁護士による支援を必要とする場合に、個々の状況に応じて、各地の弁護士会から推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介する。

2 被害者参加人に対する支援

○ 国選被害者参加弁護士候補の指名等

経済的に余裕のない被害者等が被害者参加人として刑事裁判に参加する場合に、被害者参加人の意見を聴いた上で、国の費用負担により被害者参加人の援助を行う弁護士（国選被害者参加弁護士）の候補を指名し、裁判所に通知するほか、国選被害者参加弁護士への報酬等の支払を行う。

○ 被害者参加人に対する旅費の支給等

刑事裁判に出席した被害者参加人に対し、資力の有無にかかわらず、旅費、日当及び宿泊料を支給する。

3 ストーカー、配偶者からの暴力等及び児童虐待の被害者に対する法律相談援助

ストーカー、配偶者からの暴力等及び児童虐待の被害者に対し、資力の有無にかかわらず、刑事に関するものを含め、被害の防止に関して必要な法律相談を実施する（30年1月から運用開始）。

4 民事法律扶助制度を活用した支援

経済的に余裕のない被害者等が、損害賠償請求や保護命令の申立て等、民事裁判等の手続を希望する場合に、民事法律扶助制度を活用し、無料法律相談や弁護士費用の立替え等を実施する。



【法テラスの犯罪被害者支援に関するポスター】